嘉島町の税・料等の納付が

コンビニやスマホ決済でできます！

嘉島町役場会計室や金融機関での納付に加え、令和４年４月から順次発行されるバーコード付きの納付書であれば、全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できるようになります。詳細につきましては納付書の裏面部分をご確認ください。

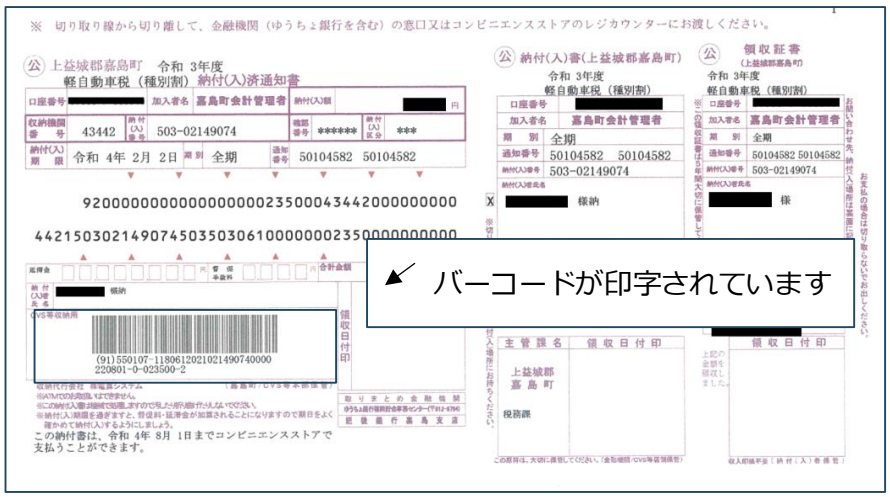

スマートフォン決済アプリサービス（一部抜粋）

LINE Pay 請求書支払い

au PAY

PayB

【対象税目等】

① 町県民税（普通徴収） ② 固定資産税 ③ 軽自動車税 ④ 国民健康保険税

⑤ 介護保険料 ⑥ 後期高齢者医療保険料 ⑦ 住宅使用料等

⑧ 下水道使用料 ⑨ 簡易水道料金 ⑩ 保育所利用料

※町県民税の特別徴収分と法人町民税は対応しておりませんのでご留意ください。

【利用可能コンビニエンスストア（一部抜粋）】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ポプラ、ミニストップ 他

【利用可能スマートフォン決済アプリサービス】

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、au PAY（請求書支払い）、銀行 Pay(ゆうちょ Pay 等）他

※軽自動車税をスマートフォン決済で納めた場合、車検用納税証明書の取得が別に必要になります。

下記の場合は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリサービスではお取り扱いできません

・取扱期限を過ぎたもの ・金額を訂正したもの ・バーコードが（読め）ないもの ・30 万円を超えるもの

※スマホ決済サービスで納付したあとに、コンビニ店頭で納付されないよう、重複納付にはご注意ください。

問合せ先 嘉島町役場 税務課（①～⑥担当） TEL096-237-2639
建設課（⑦～⑨担当） TEL096-237-2619 福祉課（⑩担当） TEL096-237-2576